

1) 在宅医療・介護連携推進事業について

①背景と事業内容について

(背景)

- 在宅医療・介護の連携推進については、平成23年度から医政局施策の中で一定の成果を上げてきた。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化された。
- 2025年に向け、高齢化がさらに進展することが予想されている。
- そのような中、多くの国民が自宅等住み慣れた環境での療養を望んでいる。
- そのためには、介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、深化がますます重要となる。
- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには在宅医療の提供が必須である。
- 年少人口の減少により、医療の現場も人手不足になる。

～第7期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～

地域包括ケアの拠点の充実と機能強化の中で、在宅医療・在宅歯科医療・介護連携の推進として位置付けた。

(事業内容)

- 介護保険法の地域支援事業に位置付け、市区町村が主体となり医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取り組みを開始し、平成30年4月にはすべての市区町村で実施する。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施する。

別紙1参照